

北本市行政不服審査会答申第1号

令和2年6月23日

北本市長 三 宮 幸 雄 様

北本市行政不服審査会

「年金差押の処分」に係る審査請求について（答申）

令和2年3月17日付け北総総発第100号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申 書

第１ 審査会の結論

審査請求人が令和元年１０月２日付けで提起した「年金差押の処分」
についての審査請求については、棄却とするのが相当である。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件差押額の減額を求めている。

- (1) 年金の差押額が、年金額全体の８割に当たり、家のローン、その他借入金の返済、水道光熱費、持病の薬代など支払いができなくなり、生活を続けられる見込みがない。
- (2) 不動産を売却し、返済に充てるつもりでいる。
- (3) 本件差押処分が行われると、失職し、収入が無くなるおそれがある。
- (4) 年金額の８割に当たる差押額を、３分の１から半額とすることを求める。

２ 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 本件差押処分は、国税徴収法第７６条第１項から第３項までに基づく差押禁止額を除いた額を差し押さえている。
- (2) 差押禁止額については、国税徴収法第７６条に規定する同一期間に２以上の給与、年金等を得ている場合の差押禁止額の取扱いに基づき算出している。
- (3) 本件差押処分は、国税徴収法第７９条及び国税徴収法基本通達第７９－１５に定める差押財産の解除の要件を具備しないため、差押財産の全部又は一部の解除をすることはできない。

第３ 審理員意見書の要旨

- １ 審査請求人は、本件差押処分における違法性又は不当性についての主張はしておらず、また処分庁の弁明書に対する反論もないことから、このことについての争いはないものと認められる。
- ２ 処分庁の行った本件差押処分は、国税徴収法の規定に基づく差押禁止額を差し引いた金額を差し押さえるものであることから、違法又は不当

な点は認められず、審査請求人の主張には理由がない。

- 3 差押の解除については、審査請求人の主張はいずれも国税徴収法に基づく差押の解除要件には該当しないため、差押の解除はできないとする処分庁の主張に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由がない。
- 4 本件差押処分の違法性又は不当性をうかがわせる事実も存在しないことから、本件審査請求は、棄却するのが相当である。

第4 審査会の審議経過

令和2年3月17日 諮問書の受理

令和2年5月 1日 審議

第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人の主張、処分庁の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断した。

1 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続については、審理員の審理手続を検証した結果、適正に行われたものと認められた。

2 審査会の判断の理由について

本件審査請求は、本件差押処分が、国税徴収法第76条の規定に基づき、違法又は不当なものであるか否か、また、審査請求人の主張及び事実が、同法第79条に規定する要件に合致しているか否かを争点とする。

(1) 国税徴収法第76条の規定について

国税徴収法第76条は、給料等については、同条各号に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることができないことを規定し、また、この場合において、滞納者が同一の期間につき2以上の給料等の支払いを受けるときは、その合計額につき、各号に掲げる金額に係る限度を計算するものとしている。

本件差押処分は、審査請求人の年金と役員報酬を差し押さえるものであるが、差押額は同条で規定する差押禁止額を差し引いた金額であり、適法に差押処分を行っていることを確認した。また、このことについての審査請求人からの反論もない。

(2) 国税徴収法第79条について

国税徴収法第79条は、徴収職員は、各号列記のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならないとし、差押えの解除の要件を規定している。これについて審査請求人の主張からは、解除要件を具備するような内容や事実は確認できないため、差押財産の一部又は全部を解除することは認められない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、親の病院代、薬代、孫の面倒など、自らの生活が困窮していることを訴え、また、不動産の売却の意思もある旨を主張し、これまでの滞納についての、非を認め、反省の意を述べている。こうした事情があるとしても、本件審査請求において、処分庁の行った本件差押処分に対する不当性又は違法性についての主張又は反論は無く、審査請求人の嘆願に過ぎない。

(4) 審査請求人は、平成13年から長期にわたり滞納を続けた結果、滞納額が膨らみ、本件審査請求を行っている。このような滞納者への事前の対応として納税相談及び支払計画に関する交渉を積極的に行うことを処分庁には要望したい。

(5) いずれにしても上記のとおり処分庁のした本件差押処分は、手続上の瑕疵はないことが認められるため、本件審査請求は棄却とするのが相当である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないものと認められるので、当審査会は第1記載のとおり答申する。

北本市行政不服審査会